

平成 25 年 11 月 21 日

各 位

会 社 名 日本軽金属ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 石山 喬
(コード番号 5703 東証一部)
問 合 せ 先 企画統括室 広報・IR担当 野中 由憲
(TEL 03-5461-8677)

2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 21 日開催の取締役会において、2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社及び当社の関係会社（当社、子会社 79 社及び関連会社 24 社（平成 25 年 9 月 30 日現在）により構成、以下「当社グループ」といいます。）は、「アルミとアルミ関連素材の用途開発を永遠に続けることによって、人々の暮らしの向上と地球環境の保護に貢献していく」という経営理念のもと、企業価値の持続的向上を図るべく、本年 4 月を起点とする中期経営計画（2013 年度～2015 年度）を策定いたしました。中期経営計画では、持株会社体制への移行によるグループ連携強化によって、連結収益の最大化を図るべく以下の基本方針を掲げています。

①地域別×分野別戦略による事業展開

日本、中国、東南アジア等における市場分野が多種多様な動きを見せていることを踏まえ、特定の市場分野にのみ経営資源を集中するのではなく、地域（国内・海外）と市場分野の組み合わせ（マトリクス）により、経営資源を投入すべきフィールドを選別し、地域ごと・市場分野ごとの収益最大化を図ってまいります。

②新商品・新ビジネスによる成長ドライバー創出

現代は一般的な汎用品の量的拡大が望める時代ではなく、付加価値を高めた新商品・新ビジネスを絶え間なく生み出していくことが求められます。当社グループとしては、顧客の視点に立ったグループ内連携による開発活動をさらに深化・幅広化させ、成長ドライバー（原動力）を創出してまいります。

③企業体質強化

電子機能材、アルミナ、板など収益回復が喫緊の課題となっている事業については、生産体制の再構築、高付加価値製品の開発、海外グループ会社との連携強化などにより、収益の早期回復を図ってまいります。加えて、海外マネジメント層、次世代の経営層などグループ人財の育成・有効活用を図ることなどにより、企業体質の強化に結びつけてまいります。

以上のような基本方針に基づくアクションプランに積極的かつ効率的に取り組み、企業価値ひいては株主共同の利益の向上につなげるためには、有利な条件での安定資金を調達すること

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。



及び財務体質の強化が必要と考え、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取概算額 149 億 80 百万円は、2015 年 3 月期末までに長期借入金の約定弁済資金に充当する予定であり、当面の金利コストの最小化を図り金融収支改善が期待できます。

【本新株予約権付社債発行の狙い】

当社は、有利な条件での安定資金の調達を図り財務体質を強化し、かつ既存株主に配慮して希薄化を一定程度抑制した資金調達手法として、以下のような特徴を有する本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

①本新株予約権付社債はゼロ・クーポンでの発行となるため、金利コストの最小化による金融収支の改善が期待できる調達である。

②時価を上回る転換価額を設定することで既存株主に配慮しつつ、中期経営計画の実現等により、株価が転換価額を超えて上昇し本新株予約権付社債が株式へ転換された場合においては、資本増強・財務体質の強化が実現できると期待できる。

③本新株予約権付社債には 120%コールオプション条項を付しており、株価が一定期間にわたり転換価額の一定割合を超えて上昇した場合、当社は、コールオプションを発動することにより、本新株予約権付社債の所持人に対し、株式への転換を促すことができる。

記

- | | |
|--------------------------------------|--|
| 1. 社 債 の 名 称 | 日本軽金属ホールディングス株式会社 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 |
| 2. 社 債 の 払 込 金 額 | 本社債の額面金額の 100% (各本社債額面金額 500 万円) |
| 3. 新 株 予 約 権 と 引 換 え に 払 込 む 金 銭 | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。 |
| 4. 社債の払込期日及び発行日 | 2013 年 12 月 9 日 (ルクセンブルク時間) |
| 5. 募 集 に 関 す る 事 項 | |
| (1) 募 集 の 方 法 | Mizuho International plc (以下「主幹事引受会社」という。)及びその他の買取引受人の総額個別買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場 (ただし、アメリカ合衆国を除く。)における募集。ただし、買付の申込は、下記第 6 項(4) (ロ) (i)により当初の転換価額が決定された日 (以下「条件決定日」という。)の翌日の午前 8 時 (日本時間) までに行われるものとする。 |
| (2) 本新株予約権付社債の募集価格 (発行価格) | 本社債の額面金額の 102.5% |
| 6. 新 株 予 約 権 に 関 す る 事 項 | |
| (1) 本 新 株 予 約 権 の 目的となる株式の種類及び数の算定方法 | 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を下記(4) (ロ)記 |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

- (2) 発行する本新株
予約権の総数
- (3) 本新株予約権の割当日
- (4) 本新株予約権の行使に
際して出資される財産
の内容及びその価額

載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切捨て、現金による調整は行わない。

3,000個

2013年12月9日

(イ)本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容
本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額面金額と同額とする。

(ロ)転換価額

(i)当初転換価額

転換価額は、当初、当社の代表取締役又は当該代表取締役により委任された代理人が、当社取締役会の授権に基づき、条件決定日に、当日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の終値に1.0を乗じた額を下回らない範囲で、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。

(ii)転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（ただし、当社が保有する当社普通株式を除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社の普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- (6) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

2013年12月23日から2018年11月26日の銀行営業終了時（いずれもルクセンブルク時間）まで。ただし、本社債が下記7.(4)に定める事由に基づき任意に繰上償還される場合は、当該償還日に先立つ5銀行営業日前まで、また、当社が下記7.(6)に定める事由に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合に

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

は、期限の利益喪失時に行使期間は終了する。上記いずれの場合も、2018年11月26日（ルクセンブルク時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等（下記7.(4)(ハ)において定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は本新株予約権を行使することができないものとする。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日（以下「行使日」という。）（又は行使日が東京における営業日でない場合は、東京における翌営業日）が、基準日（以下に定義する。）又はその他の株主確定日（以下に定義する。）の東京における2営業日前の日（当日を含む。）から当該基準日又は当該その他の株主確定日（当日を含む。）（基準日又はその他の株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該基準日又は当該その他の株主確定日の東京における3営業日前の日（当日を含む。）から当該基準日又は当該その他の株主確定日の東京における翌営業日（当日を含む。））までの期間に当たる場合、当該本新株予約権の行使はできないものとする。当社が定款で定める以外の日を基準日又はその他の株主確定日として設定する場合、当社は当該基準日又はその他の株主確定日の東京における5営業日前までに Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. 及び本新株予約権付社債の所持人に対して書面にて、本新株予約権を行使することができない期間を通知するものとする。

「基準日」とは、当社の定款又は当社が指定するその他の方法で株式の所持人に対する配当若しくはその他の分配又は権利を付与する目的で決められた日をいう。ただし、当社が基準日を設けておらずかつその設定が要求される場合、基準日は、当該事由が効力を生じる日を指すものとする。

「その他の株主確定日」とは、基準日以外で、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）第151条第1項に従って株主を確定するために定められた日をいう。

- (7) その他の本新株予約権の行使の条件
- (8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

各本新株予約権の一部行使はできない。

(イ) 当社が組織再編等を行う場合において、本社債に基づく当社の義務が承継会社等（下記7.(4)(ハ)において定義する。）に承継される場合には、当社は承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、下記(ロ)記載の条件で本新株予約権に代わる承継会社等の新株予約権を交付させることができるものとする。かかる場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

(ロ) 上記(イ)に従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

- (i) 交付される承継会社等の新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ii) 承継会社等の新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (iii) 承継会社等の新株予約権の目的である株式の数
当該組織再編等の条件等及び下記を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定する。なお、転換価額は、上記(4)(ロ)(ii)と同様の調整に服する。
 - (x) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等の際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
 - (y) 上記(x)の場合以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- (iv) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。
- (v) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権が交付された日のいずれか遅い方の日（当日を含む。）から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日（当日を含む。）までとする。
- (vi) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
承継会社等の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (vii) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(viii) 組織再編等の際の新株予約権の行使

承継会社等について組織再編等が行われた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

(ix) その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (9) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

- (10) 本新株予約権の行使請求受付場所

支払代理人兼新株予約権行使代理人たる Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. の本店

7. 社債に関する事項

- (1) 本社債の発行総額
 (2) 本社債の利率
 (3) 本社債の満期償還
 (4) 本社債の繰上償還

150億円

本社債には利息は付さない。

2018年12月10日(ルクセンブルク時間)に、本社債の額面金額の100%で償還する。

(イ) 120%コールオプション条項による繰上償還

当社は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20連続取引日(以下に定義する。)にわたり当該各取引日に有効な上記6.(4)(ロ)記載の転換価額の120%以上であった場合、当該20連続取引日の末日から15日以内に、本新株予約権付社債の所持人に対して、償還日に先立つ30日以上60日以内の事前の通知を行った上で、2015年6月9日以降、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

(ロ) 税制変更による繰上償還

当社は、本社債に関する支払に関し、下記(9)(イ)により追加金支払義務が発生したこと又は発生することを支払

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

代理人である Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に了解させた場合は、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前通知をした上、残存する本社債の全部（一部は不可）を 2013 年 12 月 10 日以降、本社債の額面金額の 100% で償還することができる。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

(i) 本新株予約権に代わり承継会社等の新株予約権が本新株予約権の新株予約権者に交付される旨の提案を含まない当社と他社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下、同じ。）の提案がなされた場合、(ii) 本社債に基づく当社の債務が承継会社等に移転又は承継される旨の提案を含まない株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下、同じ。）の提案がなされた場合、(iii) 本新株予約権に代わり承継会社等の新株予約権が本新株予約権の新株予約権者に交付される旨の提案を含まないその他の組織再編等（以下に定義する。）の提案がなされた場合、又は (iv) 組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式につき上場されること若しくは引き続き上場が維持されることを想定していない旨の当社の代表取締役が署名した証明書を当社が、組織再編等の効力発生日以前に主幹事引受会社に対して交付している場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、繰上償還日から 30 日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該組織再編等の効力発生日より前の日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、当該組織再編等が株主総会（株主総会が不要な場合は、取締役会）で承認されることを条件として、以下の償還金額に下記(9)(イ)に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記 6. (4) (ロ) (i) 記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100% とし、最高額は本社債の額面金額の 170% とする。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は当該代表取締役により委任された代理人が、当社取締役会の授権に基づき、上記 6. (4) (ロ) (i) 記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会が不要な場合は、取締役会）における (i) 当社と他の会社との合併、(ii) 会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iii) 株式交換若しくは株式移転、又は

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

(iv)日本法に定められたその他の組織再編行為（本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の会社に移転又は承継されるものに限る。）の承認決議の採択を総称している。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(二)上場廃止による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により、当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（ただし、当社又は公開買付者が、当該取得後も、当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、実務上可能な限り速やかに、ただし、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額に下記(9)(イ)に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、当社の償還義務に関する本(二)の規定は適用されない。ただし、かかる組織再編等が当該決済開始日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、実務上可能な限り速やかに、ただし、当該60日間の最終日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額に下記(9)(イ)に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還する。

(ホ)クリーンアップ条項による繰上償還

当社は、下記通知日以前における残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面金額合計額の10%未満になった場合、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、2013年12月10日以降2018年12月9日までの期間中、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%で繰上償

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

還することができる。

(へ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の普通株式の全てを、対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、実務上可能な限り速やかに、ただし、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記（ハ）記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額に下記（9）（イ）に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

(ト) 本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還（プットオプション）

本新株予約権付社債の所持人は、2016 年 11 月 9 日以降 2016 年 11 月 25 日までの期間に、その所持する本新株予約権付社債券を償還権行使の請求書とともに Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に預託することにより、2016 年 12 月 9 日に、本社債の額面金額の 100% で当該本社債を償還することを当社に対して請求できる。

(5) 買入消却

当社及び/又は当社の子会社は、スイス中央銀行の規則その他の適用法令に従って、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買い入れることができ、当社は買い入れた本新株予約権付社債を Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に引き渡して消却することができる。かかる場合、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. は直ちにそれらの本新株予約権付社債を消却しなければならない。

(6) 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払い義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項所定の一定の事由が発生し、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. が残存本社債の債務不履行宣言の通知をした場合には、一定の場合を除き、当社は、当該通知を受領してから 15 日後に残存本社債の全部につき本社債額面金額で償還しなければならない。

(7) 本新株予約権付社債券の券面

本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債券は無記名式とする。本新株予約権付社債所持人は、無記名式の新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することができない。

(8) 本社債の担保又は保証

該当事項なし

(9) 特約

(イ) 追加額の支払

本社債に関する支払につき、現在又は将来において日本国の又は日本国内の課税当局により租税公課を控除するこ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

とが要請された場合には、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、当社は、日本国内非居住者又は外国法人である本新株予約権付社債の所持人に対する当該控除後の支払金額が当該控除を行わなかった場合の支払金額に等しくなるように追加額を支払う。

(ロ)担保設定制限

当社は、本新株予約権付社債が残存する限り、現在又は将来の外債（以下に定義する。）又は外債に対する保証、補償、その他類似の債務につき、その所持人のために、当社の現在又は将来の資産又は収入に対して質権、抵当権その他の担保権を設定しない。ただし、担保の利益が同時に本新株予約権付社債にも及ぶ場合、又は本新株予約権付社債の所持人に対し Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. が当該担保より不利でないとみなすか、本新株予約権付社債の所持人が社債権者集会特別決議で承認したその他の担保又は保証が提供される場合はこの限りではない。

上記の「外債」とは、当社又はその他の者が発行する bond、ノート、ディベンチャー（日本法上の「社債」と分類されるもので表示の満期がその発行から 1 年を超えるもの）によって化体され、又はそれによって表章される当社又は他の者の負債であって、(i) 日本円以外の通貨建又は (ii) 日本円建で当初の元本総額の 50%超が当社若しくは（場合に応じ）かかる他の者により、又はその同意を得て、日本国外で募集若しくは販売されるものをいう。

9. 上 場 該当事項なし。
10. 安 定 操 作 取 引 該当事項なし。
11. その他本新株予約権付社債の発行に関する事項は、本新株予約権付社債に関する社債買取並びに支払代理及び新株予約権行使代理契約書に定めるところによる。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。



(ご参考)

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取概算額 149 億 80 百万円は、2015 年 3 月期末までに長期借入金の約定弁済資金に充当する予定であり、当面の金利コストの最小化を図り金融収支改善が期待できます。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

本新株予約権付社債に利息は付されておらず、本新株予約権付社債の発行により金利負担軽減の効果があると考えておりますが、当該効果が当社グループの業績に与える影響は軽微です。また、本新株予約権の行使が行われる場合には当社グループの財務基盤が強化されるものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の利益配分については、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、中長期的な視点から連結業績等を総合的に勘案し、株主の皆様への配当を実施することを基本方針としております。また、当社は、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記方針に基づき、事業環境並びに業績等を勘案して決定してまいります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、財務体質強化に向けた有利子負債削減の原資とするだけでなく、成長分野における事業拡大と基盤ビジネス分野における需要創造・収益力拡大に向けた投資などに充当し、企業価値の向上に努めていく所存です。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	—	—	6.17 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	—	—	3.0 円 (—円)
実績連結配当性向	—	—	48.6%
自己資本連結当期純利益率	—	—	3.3%
連結純資産配当率	—	—	1.6%

(注)1. 当社は平成 24 年 10 月 1 日に単独株式移転により日本軽金属株式会社の完全親会社として設立されておりますので、平成 23 年 3 月期及び平成 24 年 3 月期については、該当事項はございません。当社の第 1 期事業年度は平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までになりますが、当連結会計年度は日本軽金属株式会社の連結財務諸表を引き継いで作成しているため、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとなります。

2. 1 株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。



3. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
4. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純損益を自己資本(少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均)で除した数値です。なお、期首の数値は上記株式移転前の日本軽金属株式会社の平成24年3月期末の少数株主持分控除後の連結純資産合計を使用しております。
5. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した金額です。なお、期首の数値は上記株式移転前の日本軽金属株式会社の平成24年3月期末の連結純資産を使用しております。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額及び発行総額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	—	77 円	104 円
高 値	—	118 円	164 円
安 値	—	65 円	95 円
終 値	—	105 円	137 円
株価収益率 (連結)	—	17.02 倍	- 倍

(注)1. 当社は平成24年10月1日に単独株式移転により日本軽金属株式会社の完全親会社として設立され、同日より株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。株価は全て、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価です。

2. 平成26年3月期の株価については、平成25年11月20日現在で表示しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。なお、平成26年3月期については未確定のため記載しておりません。

(3) ロックアップについて

当社は、当該募集に関する本新株予約権付社債に関する社債買取並びに支払代理及び新株予約権行使代理契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、Mizuho International plcの事前の書面による同意なく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換又は交換可能な有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等、又は株式等の全部又は一部を直接又は間接に移転するデリバティブ取引等の締結(ただし、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による株式の発行若しくは交付、当社の買収防衛に関する本株式若しくは新株予約権の発行若しくは交付、株式分割その他適用法上の要請による場合等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。